

## NICOS カードのリボルビング払い手数料の一部返金について

このたび、NICOS カード会員の一部のお客さまに、リボルビング払いの手数料を過剰にご請求申しあげ、お支払いいただいていたことが判明いたしました。本日より順次、該国会員の皆さまにお詫びとご説明の文書をお送りしたうえで、商事法定利息（年6%）を付した金額を返金させていただきます。該国会員の皆さまにご迷惑をおかけしお詫び申しあげます。

本件は、以下の二つの事象からなります。

- A) リボルビング払いの初回手数料について、会員規約には「残高に対して算出」する例示がございますが、複数利用の場合は「ご利用の都度に算出」していることから、初回手数料に誤差が生じる場合がございます。その旨を規約に明記しておらず、一部のお客さまに過剰に（お一人当たり平均 4.5 円）ご請求申しあげていたものです（手数料は同率）。
- B) リボルビング利用残高の一部を期日前にお支払いいただいた場合に、一部のお客さまに対象期間を重複して過剰に（お一人当たり平均 47.2 円）ご請求申しあげていたもので、当社システムの不備に起因するものです。

<両事象合計の対象人数と金額>

- ・該当会員数 138,103 名
- ・過剰請求の総額 1,291,047 円(商事法定利息含まず、お一人当たり平均 約 9.3 円)
- ・返金総額 1,765,080 円(商事法定利息含む、お一人当たり平均 約 12.8 円)

<対象商品とその期間>

事象	該当商品	対象※	該当期間
A	カードショッピングのリボルビング払い	124,623 名	平成 18 年 10 月 6 日～平成 21 年 12 月 31 日
B	カードショッピングのリボルビング払い	15,378 名	平成 18 年 10 月 6 日～平成 24 年 12 月 27 日
	海外キャッシングサービス	3 名	

※ 対象は、延べ人数で一部重複。

なお、本件の発生原因である規約表記やシステムプログラムの不備は、既に変更・修正済みであり、対象期間以降は、同様の不備事象は発生しておりません。

該国会員の皆さまには、ご面倒をおかけしますことを、重ねてお詫び申しあげます。

今後、このようなことのなきよう努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。また、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

以上

<本件に関するお問い合わせ先> NICOS コールセンター 0120-680-082

営業時間 : 9:00~17:30 (年中無休 [但し、年末年始は休み])

※平成 25 年 10 月 11 日のみ 19:30 まで営業